

京都市告示第 153 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 18 年 8 月 1 日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
大宅西野山線	山科区柳辻池尻町14番地の18地先から	旧	メートル 80.10	メートル 24.15 ~ 24.95
	同区柳辻東潰12番地の3地先まで	新	80.10	23.82 ~ 24.99
大宅西野山線	山科区東野舞台町89番地の5地先から	旧	21.20	22.95 ~ 33.50
	同町89番地の4地先まで	新	21.20	23.00 ~ 31.00
山科勸修寺緯 2号線	山科区勸修寺東栗栖野町29番地の1地 先から	旧	41.40	5.50 ~ 5.60
	同町31番地の1地先まで	新	30.10	6.00 ~ 6.03
山科東野経22 号線	山科区東野舞台町89番地の4地先から	旧	449.70	4.05 ~ 5.55
	同区勸修寺東栗栖野町82番地の4地先 まで	新	449.70	14.65 ~ 32.00

大宅深草線	伏見区深草馬谷町31番地地先から	旧	107.00	4.35 ~ 6.40
	同町28番地の1地先まで	新	107.00	10.60 ~ 37.89

(建設局道路部道路明示課)